

淡路広域水道企業団 女性の職業生活における活躍に関する情報の公表

平成30年6月1日

この公表は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第17条に基づくものであり、当企業団の女性職員の状況を公表することで、その活躍の推進を図り、豊かで活力ある社会を実現することを目的としています。

前提条件：淡路広域水道企業団職員は、構成3市（洲本市・南あわじ市・淡路市）からの派遣職員と企業団採用職員で構成しており、下記公表内容の項目1については、企業団採用職員のみ状況について作成しています。

1. 採用した職員に占める女性職員の割合（企業団採用職員のみ）

○ 新規採用（※平成29年度は新規採用者はいません）

採用年度	採用者数	女性人数	女性割合
平成30年度	3人	1人	33.3%
平成28年度	1人	1人	100%
平成27年度	1人	0人	0%

○ 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合（※平成28年度は採用試験を行っていません）

		申込者	1次受験	1次合格	2次受験	2次合格 (名簿登載)	採用
平成29年度	男性	10人	7人	3人	3人	3人	2人
	女性	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	計	11人	8人	4人	4人	4人	3人
女性の割合		9.1%	12.5%	25.0%	25.0%	25.0%	33.3%
平成27年度	男性	16人	14人	4人	3人	0人	0人
	女性	10人	8人	2人	2人	2人	1人
	計	26人	22人	6人	5人	2人	1人
女性の割合		38.5%	36.4%	33.3%	40%	100%	100%
平成26年度	男性	15人	11人	4人	4人	1人	1人
	女性	12人	9人	3人	1人	1人	0人
	計	27人	20人	7人	5人	2人	1人
女性の割合		44.4%	45%	42.9%	20%	50%	0%

2. 職員に占める女性職員の割合（平成30年4月1日現在）

職務の級	全職員		女性の割合	企業団採用職員のみ		女性の割合
	在職人数	内女性人数		在職人数	内女性人数	
合計	64人	7人	10.6%	19人	4人	21.1%

※在職人数には、特別職を含まず、再任用短時間勤務職員を含む。

※企業団採用職員の管理職へ女性職員の登用はありません。

3. 職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて勤務した時間

○平成 29 年度 (派遣職員を含む全職員)

対象 : 57 人※	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
平均時間	6	7	6	7	8	10
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
平均時間	11	8	13	8	8	9

※管理職を除く。(平均は小数点以下四捨五入)

○平成 28 年度 (派遣職員を含む全職員)

対象 : 62 人※	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
平均時間	4	3	2	6	6	11
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
平均時間	4	5	7	7	8	7

※管理職を除く。(平均は小数点以下四捨五入)

4. 年次休暇等の取得率

○平成 29 年 (派遣職員を含む全職員)

対象	年休(66 人)
総取得日数	763 日
平均取得日数	11.56 日
取得率	58.15%

○平成 28 年 (派遣職員を含む全職員)

対象	年休(68 人)
総取得日数	799 日
平均取得日数	11.75 日
取得率	58.96%

●年休取得率<計算方法> 職員の平均年休取得日数÷職員の平均年休付与日数×100 ※平均年休取得日数は職員の年休総取得日数÷総職員数 ※平均年休付与日数は職員への年休総付与日数÷総職員数 (当該年度に新たに付与された日数が対象)
--

参考：休暇制度の概要

- ①年次有給休暇・・・1年につき20日付与(付与された翌年に限り繰越可能最大40日)
- ②病気休暇・・・・・・職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- ③特別休暇・・・・・・夏季休暇、結婚休暇、出産休暇、産後休暇、忌引休暇のほか公民権の行使、官公署への出頭等、規則に定める場合
- ④介護休暇・・・・・・職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負

傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

⑤組合休暇・・・職員団体の業務に従事する場合

※特別休暇の概要

- ①公民権の行使、官公署へ出頭、骨髄移植・・・必要期間
- ②社会に貢献する活動休暇・・・5日以内/年
- ③結婚休暇・・・連続する5日以内
- ④産前休暇・・・出産予定日の8週間より
- ⑤産後休暇・・・出産の日の翌日から9週間を経過する日まで
- ⑥出産立会休暇・・・2日以内
- ⑦育児参加休暇・・・5日以内（小学校就学前の子）
- ⑧生理休暇・・・1回につき3日以内
- ⑨妊婦健診等休暇・・・妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回 ※それぞれ1回につき、必要と認められる期間
- ⑩看護休暇・・・5日以内/年（家族の看護）
- ⑪忌引休暇・・・1～7日（親族による）
- ⑫夏季休暇・・・3日（7月～9月までの期間内）
- ⑬リフレッシュ休暇・・・連続する3日以内（勤続20年・30年）
- ⑭災害休暇・・・7日以内（職員の現住居が滅失・損壊した場合）